

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
株式会社Mマー
代表取締役社長 村 橋 純 雄

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年4月23日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年4月24日（水曜日） 午前10時（受付開始は午前9時30分）
2. 場 所 ハイアット リージェンシー 東京 地下1階 「クリスタルルーム」
（東京都新宿区西新宿二丁目7番2号）
3. 会議の目的事項
報告事項 第19期（平成30年2月1日から平成31年1月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議 案 取締役6名選任の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・なお、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.m-mart.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成30年2月1日から平成31年1月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、自然災害による一時的な落ち込みはあったものの緩やかな景気拡大の動きが続き、戦後最長となったもようです。輸出は比較的堅調な伸びを続け、設備投資も堅調に推移しました。ただ、雇用情勢が改善し人手不足が深刻になるなかでも賃金の伸びは鈍く、個人消費の伸びは引き続き鈍いものとなりました。

一方、米トランプ政権の政策や米中貿易戦争の行方、欧州の政治リスクなど不透明感の高まりを背景に、世界経済の先行き不安が広がるなか、世界的に証券市場は乱高下いたしました。

当社が事業を展開しております国内のBtoB(企業間電子商取引)市場は、平成29年のインターネットによる企業間電子商取引が前年比9.0%増の317兆円(うち卸売は前年比12.0%増の94兆円)、電子商取引の割合であるEC化率が前年比1.3ポイント増の29.6%(うち卸売は前年比0.8ポイント増の26.9%)と、着実に拡大しております。(出典：経済産業省「平成29年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備(電子商取引に関する市場調査)報告書」)

当EC業界を取り巻く事業環境は、インターネット環境の普及に伴い、近年右肩上がりの成長を遂げており、こうした傾向は今後も堅調に推移していくものと思われます。但し、当事業年度においては、相次ぐ自然災害や配送業者の値上げに伴う影響を受け、伸び率に関してはやや鈍化したと見られています。

このような事業環境のもと、買い手企業の規模により異なる様々なニーズに応えるために、当社はあらゆる規模のユーザーにとって魅力的な市場を創設するとともに、既存サービスの改善強化に努めてまいりました。具体的には、数ロットまとめて買えば安価になる「割安大量販売市場」や、ソクハンの「大口一括販売市場」を新規に開設するとともに、「大量販売市場」や「少量販売市場」をリニューアルいたしました。また、「地元配達販売マップ」や求人サイト「ステップアップ・ジョブ」を立ち上げるとともに、使用者の管理ページの充実をはかり、使い勝手を良くするよう努めてまいりました。

その結果、当事業年度末の出店数は、出店型のマーケットプレイス市場であります「Mマート(食材を取扱う市場)」は906店(対前年同月比115店増)と順調に増加しました。一方、「Bnet(食材以外を取扱う市場)」は営業人員減少の影響から247店(同14店減)と減少しました。なお、総流通高は5,655百万円(同258百万円増)、買い手会員数は122千件(同13千件増)と順調に増加しました。

また、営業収益は655,648千円（対前年同期比8.1%増）、営業利益146,756千円（同17.7%増）、経常利益135,860千円（同13.9%増）、当期純利益84,749千円（同8.4%増）となりました。

（2）設備投資の状況

重要な設備投資はありません。

（3）資金調達の状況

当社は平成30年2月23日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により総額517,238千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社が持続的に成長して企業価値を高めるとともに、われわれの目標を達成するために対処すべき課題は以下のとおりです。

①競争力の強化

当社は現在のところ多くの売り手企業及び買い手企業との売買を仲介しております。しかしながら、時代の進化、産業構造の進化、販売方法、IT技術等、顧客（売り手企業、買い手企業）を取り巻く環境は絶えず進化しております。そのなかにおいて競争力を強化するためには、顧客の抱える課題をいかに素早く察知し、解決の手段、機会を提供することにかかっております。売り手企業、買い手企業の双方が直面する課題に精通し、IT技術、デジタルマーケティング、ビッグデータ等を通じて、会社を挙げて解決していくよう取り組んでまいります。

②技術革新への対応

当社はサイト運営企業であり、システム開発を全て内製化しているため、常に外部環境におけるITの進化を注視しながら対応する必要があります。また、常にシステム攻撃の危険をはらんでいることから、防御に対する意識も高める必要があります。こうしたことから、常時システム設備への投資を行い、技術力の進歩に努めてまいります。

③財務体質の強化

当社は、中長期的な安定成長を続けることで企業価値を高め、フリーキャッシュ・フローを最大化するという、キャッシュ・フロー重視の経営を推進していくために、売掛金や不良債権等のリスク管理を徹底することにより、財務体質の強化に努めてまいります。

④人材の確保・育成

当社が推進する事業は新しい領域であり、営業、技術を含め事業全体において主体的に取り組むことができる人材の確保が必要とされております。このような環境下では、過去の知識や経験にとらわれずに柔軟な発想、素直な心で毎日学ぶという姿勢を持つ人材の確保が肝要であります。

業界そのものの進歩が速く専門化していくなかで、営業、内部監査、デジタルマーケティング、経理財務、法務、ビッグデータ分析等、専門的かつ正確な知識と学ぶ力をもった人材を確保し、育成することを重視してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第16期 (平成28年1月期)	第17期 (平成29年1月期)	第18期 (平成30年1月期)	第19期 (当事業年度) (平成31年1月期)
営業収益(千円)	427,596	532,109	606,531	655,648
経常利益又は経常損失 (△)(千円)	△19,534	52,880	119,257	135,860
当期純利益又は当期純 損失(△)(千円)	△13,284	31,714	78,209	84,749
1株当たり当期純利益金 額又は当期純損失金額 (△)(円)	△8.32	15.92	39.26	35.03
総 資 産 (千円)	242,055	317,305	471,749	1,094,317
純 資 産 (千円)	70,258	101,973	180,183	782,015
1株当たり純資産額(円)	35.27	51.19	90.45	319.80

(注) 当社は平成29年1月4日付で普通株式1株につき、1,500株の割合で株式分割を行い、また平成29年3月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(平成31年1月31日現在)

BtoBに特化したインターネットマーケットプレイス事業

(8) 主要な営業所及び工場(平成31年1月31日現在)

本 社・・・東京都新宿区

(9) 従業員の状況(平成31年1月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33 [11]	0名 [0名]	46歳10ヶ月	4年2ヶ月

(注) 従業員数は正社員数であり、臨時従業員数(アルバイト、契約社員等)は[]外数で記載しております。

(10) 主要な借入先(平成31年1月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高(千円)
株式会社みずほ銀行	30,000

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

平成30年2月23日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 7,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,445,400株 (自己株式 43株を含む。)
- (3) 株主数 1,831名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
村橋 純雄	745,900	30.50
合同会社エムホールディングス	380,000	15.53
宇井 裕希乃	190,000	7.76
九谷田 登志恵	190,000	7.76
村橋 勝子	120,000	4.90
村橋 伸繁	119,000	4.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	33,000	1.34
株式会社SBI証券	25,300	1.03
相地 朱美	24,000	0.98
楽天証券株式会社	21,600	0.88

(注) 持株比率は自己株式(43株)を控除して算定しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村 橋 純 雄	
取締役副社長	小野寺 泰	
常務取締役	九谷田 登志恵	販売本部長
取 締 役	宇 井 裕希乃	業務監理本部長
取 締 役	石 井 康 彦	管理本部長兼財務経理部長
取締役(社外)	神 崎 行 哉	
常勤監査役	橋 本 秀 雄	
監査役(社外)	中 田 秀 幸	中田会計事務所代表
監査役(社外)	土 居 明 史	シティア公認会計士共同事務所 ㈱エイゾン・パートナーズ 代表パートナー
監査役(社外)	石 田 敦 信	トキワユナイテッドパートナーズLLP パートナー ㈱トキワフィナンシャルアドバイザー 代表取締役

- (注) 1. 取締役神崎行哉氏は、社外取締役であります。
2. 監査役中田秀幸氏、土居明史氏及び石田敦信氏は、社外監査役であります。
3. 取締役神崎行哉氏、監査役中田秀幸氏、土居明史氏及び石田敦信氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役橋本秀雄氏は、米久株式会社専務取締役として食材部門を統括していたのみならず、関連会社の社長を兼務するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- また、社外監査役の中田秀幸氏、土居明史氏及び石田敦信氏は、各々税務、会計の資格を有し、コンサルティング業を営んでいる等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 堀幹千代氏は、平成30年6月20日付で専務取締役管理本部長を、辞任により退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	81,050千円 (1,700千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	8,780千円 (5,180千円)
合 計	11名 (4名)	89,830千円 (6,880千円)

- (注) 1. 取締役報酬の限度額は、法令に基づき、株主総会で決議しております。
平成28年4月26日 株主総会決議 年額300百万円以内
2. 監査役報酬の限度額は、法令に基づき、株主総会で決議しております。
平成28年4月26日 株主総会決議 年額 50百万円以内

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当社と当該兼職先との関係
社外取締役	神崎 行哉	—	—	—
社外監査役	中田 秀幸	中田会計事務所	代表	—
社外監査役	土居 明史	シティア公認会計士共同事務所 株式会社エイゾン・パートナーズ	— 代表パートナー	—
社外監査役	石田 敦信	トキワユナイテッドパートナーズ LLP 株式会社トキワフィナンシャル アドバイザー	パートナー 代表取締役	—

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	神 崎 行 哉	当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、議案審議等に 必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	中 田 秀 幸	当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席、また、監査役会 に13回中13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っ ております。
社外監査役	土 居 明 史	当事業年度開催の取締役会15回中13回に出席、また、監査役会 に13回中12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っ ております。
社外監査役	石 田 敦 信	当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席、また、監査役会 に13回中13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っ ております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

当社の内部統制システムに関する基本方針は次のとおりです。当社はこの基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても経営環境の変化等に対応して見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

【基本方針】

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役の職務の執行に係る情報は、文書化の上、関連資料とともに、適用ある法令及び「文書保管管理規程」に基づき適切に保存管理します。
 - ②株主総会議事録、取締役会議事録等事業運営上重要事項に関する書類は、取締役及び監査役から要請があった場合に、適時閲覧可能な状態を維持します。
 - ③企業機密については、「企業機密管理規程」に基づき適切に管理します。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他体制
 - ①「取締役会規程」「職務権限規程」及び「稟議規程」を定め、業務の遂行は所定の承認を得た後に行います。
 - ②リスク管理に関して、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、定期的にリスクの点検・評価・対策等を管理します。
 - ③有事の時は、社長を本部長とする対策本部を設置し、対応策等危機管理にあたります。
 - ④内部監査部門は、内部統制の整備状況を検証します。
- (3) 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①「取締役会規程」、「組織管理規程」及び「職務権限規程」により、取締役及び使用人の分掌と権限を定めます。
 - ②取締役会は、中期計画及び年間事業計画を決定し、その執行状況を監督します。
 - ③経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するようにシステム部門を置いて整備をすすめ、会社全体で最適化を図ります。
- (4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するために、企業理念と社訓を定め繰返し周知徹底を図ります。
 - ②当社は、コンプライアンス規程を制定し、周知徹底を図ります。
 - ③反社会的勢力とは、取引関係も含めて一切関係を持ちません。
 - ④内部監査部門は、当社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行います。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行われるよう対応します。
- ② 監査役を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役との協議により定めます。

(6) 監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項

- ① 当該使用人の取締役からの独立性を確保します。
- ② 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事します。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により報告します。
- ② 内部監査部門は、監査の結果を監査役に報告します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席します。
- ② 社長は、監査役と定期的な意見交換会を実施するとともに、常勤監査役へ適宜必要な情報を提供し、監査役との意思の疎通を図ります。
- ③ 監査役の職務執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士・公認会計士・税理士等の外部の専門家との連携を図ります。
- ④ 監査役が職務執行上必要と認める費用について会社に請求することができます。
- ⑤ 監査役は、監査役会を開催し、監査の実施状況等について情報交換及び協議を行います。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるために、「財務経理規程」を定めます。
- ② 内部監査部門は、当社の財務報告に係る内部統制について監査を行います。

【運用状況】

- ・ 取締役会を開催し、重要事項につき審議決定を行うとともに、各取締役から業務執行について報告を受けています。
- ・ 内部監査部門は業務の有効性や効率性、情報セキュリティ等について監査し、必要に応じて改善提言を実施しています。
- ・ 各規程につきまして、経営環境の変化等に対応し見直しを実施しました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成31年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,029,348	流 動 負 債	312,302
現金及び預金	906,885	短期借入金	30,000
売掛金	15,558	未払金	3,493
営業未収入金	95,594	営業未払金	93,844
未収入金	1,927	未払費用	10,192
前払費用	8,786	未払法人税等	34,695
繰延税金資産	2,874	未払消費税等	11,480
貸倒引当金	△2,279	前受金	55,005
固 定 資 産	64,969	預り金	69,598
有形固定資産	5,204	ポイント引当金	3,992
建物	2,162	負 債 合 計	312,302
工具、器具及び備品	3,042	(純資産の部)	
無形固定資産	—	株 主 資 本	782,015
ソフトウェア	—	資本金	318,619
投資その他の資産	59,764	資本剰余金	260,782
敷金及び保証金	59,764	資本準備金	260,782
		利益剰余金	202,769
		その他利益剰余金	202,769
		繰越利益剰余金	202,769
		自己株式	△155
		純 資 産 合 計	782,015
資 産 合 計	1,094,317	負債・純資産合計	1,094,317

(注) 金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(平成30年2月1日から平成31年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		655,648
営業費用		508,892
営業利益		146,756
営業外収益		
受取利息	12	
助成金収入	600	
その他	182	794
営業外費用		
支払利息	433	
株式交付費	6,097	
株式公開費用	5,106	
その他	52	11,690
経常利益		135,860
税引前当期純利益		135,860
法人税、住民税及び事業税	49,066	
法人税等調整額	2,044	51,111
当期純利益		84,749

(注) 金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成30年2月1日から平成31年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当期首残高	60,000	2,162	2,162	118,020	118,020	-	180,183	180,183
当期変動額								
新株の発行	258,619	258,619	258,619				517,238	517,238
当期純利益				84,749	84,749		84,749	84,749
自己株式 の取得						△155	△155	△155
当期変動額 合計	258,619	258,619	258,619	84,749	84,749	△155	601,832	601,832
当期末残高	318,619	260,782	260,782	202,769	202,769	△155	782,015	782,015

(注) 金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

また、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～15年
工具、器具及び備品	5年～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(2) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②ポイント引当金

販売促進をはかるために付与したポイントの当事業年度末における未使用残高のうち、当社の市場の決済に利用できるMコインに変換された金額から、将来使用されると見込まれる金額を使用実績率に基づき、計上しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 10,674千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数	2,445,400株
当事業年度の末日における自己株式の数	43株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,372千円
貸倒引当金	698千円
ポイント引当金	501千円
資産除去債務	2,032千円
その他	31千円
繰延税金資産小計	5,636千円
評価性引当額	△2,762千円
繰延税金資産合計	2,874千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、営業債務や借入金等の金銭債務は流動性リスクに晒されていますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。当期の貸借対照表日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表示されます。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

当事業年度(平成31年1月31日)

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	906,885	906,885	—
(2) 売掛金	15,558		
貸倒引当金※1	△2,279		
	13,279	13,279	—
(3) 営業未収入金	95,594	95,594	—
(4) 未収入金	1,927	1,927	—
(5) 敷金及び保証金※2	50,303	50,303	—
資産計	1,067,990	1,067,990	—
(1) 短期借入金	30,000	30,000	—
(2) 未払金	3,493	3,493	—
(3) 営業未払金	93,844	93,844	—
(4) 未払費用	10,192	10,192	—
(5) 未払法人税等	34,695	34,695	—
(6) 未払消費税等	11,480	11,480	—
(7) 預り金	69,598	69,598	—
負債計	241,823	241,823	—

※1 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

※2 貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 営業未収入金及び(4) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 営業未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等及び(7) 預り金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	319円 80銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	35円 03銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成31年3月22日

株式会社 M マート
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 篤史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Mマートの平成30年2月1日から平成31年1月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年2月1日から平成31年1月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果についての報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年3月27日

株式会社Mマート 監査役会

常勤監査役	橋本秀雄	Ⓔ
社外監査役	中田秀幸	Ⓔ
社外監査役	土居明史	Ⓔ
社外監査役	石田敦信	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

〔議案及び参考事項〕

議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 村橋純雄 (昭和11年5月4日)	平成12年2月 当社代表取締役社長（現任）	745,900株
2	再任 小野寺泰 (昭和24年11月3日)	平成26年4月 当社取締役副社長（現任）	0株
3	再任 九谷田登志恵 (昭和34年3月28日)	平成24年4月 当社取締役 平成28年4月 当社常務取締役販売本部長（現任）	190,000株
4	再任 宇井裕希乃 (昭和48年4月27日)	平成12年12月 当社取締役 平成29年1月 当社取締役業務監理本部長（現任）	190,000株
5	再任 石井康彦 (昭和37年11月7日)	平成29年4月 当社財務経理部長 平成29年4月 当社取締役財務経理部長 平成30年6月 当社取締役管理本部長兼財務経理部長（現任）	0株
6	再任 神崎行哉 (昭和22年9月3日)	昭和46年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成14年1月 伊藤忠フレッシュ株式会社 代表取締役社長 平成23年3月 イセデリカ株式会社 代表取締役社長 平成29年4月 当社 社外取締役（現任）	0株

- 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 村橋純雄氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
- 神崎行哉氏は、社外取締役候補者であります。
神崎行哉氏を社外取締役候補者とした理由は、イセデリカ株式会社の社長として経営の経験を有しており、その豊富な経験を当社の経営に活かしたく社外取締役候補者となりました。
- 神崎行哉氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 神崎行哉氏との間で、当社は責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としており、神崎行哉氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 当社は、神崎行哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立委員として届け出ております。

以上

株主総会会場ご案内図

開催日時	平成31年4月24日（水曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）
開催場所	東京都新宿区西新宿二丁目7番2号 ハイアット リージェンシー 東京 地下1階「クリスタルルーム」 電話 03-3348-1234（代表）



交通のご案内	都営地下鉄大江戸線	都庁前駅	A7出口	より徒歩約3分
	JR線・小田急線・京王線	新宿駅	西口	より徒歩約12分
	東京メトロ丸ノ内線	西新宿駅	2番出口	より徒歩約7分

駐車場・駐輪場の用意はしていませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいませうお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。